

# 奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画

平成 22 年 3 月

奈良市

## 奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画策定にあたって

1300年前、日本の都であったまち。世界遺産を有するまち。歴史と文化が現代に脈々と受け継がれてきた奈良市は、私たちの誇りです。かけがえのない奈良が、このまちで暮らす人だけでなく、奈良を訪れる人すべてに愛されることが大切です。

そのためには、温かく相手を受け入れ、心を込めて接し、思いやりを持って振る舞う「もてなしの心」が大切です。「もてなしの心」を皆で共有することができれば、誰もが心地よく過ごせる豊かな地域社会の形成につながります。

奈良市では、「もてなしのまちづくり」を進めることによって、奈良を訪れる人が何度でも訪れたいくなり、奈良で暮らす人がずっと暮らしたくなる魅力あふれるまちになることを目標に、平成21年4月、「奈良市もてなしのまちづくり条例」を施行しました。条例の基本理念や、基本的施策をより具体的な事業に結び付けていくために、このたび「奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画」を策定しました。この行動計画は、もてなしのまちづくりを、市、市民、事業者が連携して行う際の基本的な考えと取組の具体例を明らかにし、協働の取組を促進することを目的としています。

今後は、市民、NPO、ボランティア、事業者などとの連携と協働により、行動計画で示した取組を進め、もてなしのまちづくりを推進してまいります。

最後に、本行動計画策定にあたりご尽力賜りました奈良市もてなしのまちづくり推進委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成22年3月

奈良市長

仲川 げん

# 【目次】

1. はじめに .....	2
(1) もてなしのまちづくりの意義.....	2
(2) 行動計画の目的.....	2
(3) 行動計画の期間.....	2
2. 行動計画の構成.....	3
3. 行動計画の推進体制 .....	4
4. もてなしのまちづくりを進める様々な取組.....	6
(1) 広報及び啓発 .....	6
(2) 活動の促進 .....	8
(3) 学習の支援及び教育.....	10
(4) 観光の振興 .....	11
(5) 交流の促進 .....	13
(6) 美しいまちづくり.....	14
(7) 優しいまちづくり.....	15
5. 行動計画の推進にあたって.....	16
資料編.....	17
(1) もてなしのまちづくり推進委員会からの参考意見	
(2) 奈良市の関連する取組（平成21年度実績）	
(参考) 奈良市もてなしのまちづくり条例	
奈良市もてなしのまちづくり推進委員会	

# 1. はじめに

.....

## (1) もてなしのまちづくりの意義

奈良市は、奈良を訪れる人だけでなく、奈良で暮らすあらゆる人が心地よく過ごせるまちの実現に向けて、もてなしのまちづくりを推進する「奈良市もてなしのまちづくり条例」を制定しました。

条例では、「もてなしのまちづくり」を、「市民一人一人がもてなしの心を育み、奈良に誇りと愛着とを持ち、奈良を訪れる人をはじめ、あらゆる人を温かく迎え入れ、誰もが心地よく過ごすことのできるまちにする取組をいう」と定義しています。

私たちが「もてなしのまちづくり」への取組を続けることによって、訪れる人が何度でも訪れたくなり、また、暮らす人が末永く暮らしたくなる魅力あふれる奈良市が実現します。

## (2) 行動計画の目的

奈良市は、条例の基本理念を踏まえて、もてなしのまちづくりを総合的かつ計画的に推進するために本行動計画を策定します。

この計画は、もてなしのまちづくりを市、市民、事業者が連携して行う際の基本的な考えと取組の具体例を明らかにし、協働の取組を促進することを目的とします。

## (3) 行動計画の期間

平成 22 年度(2010 年度)を初年度とする 5 力年計画とします。

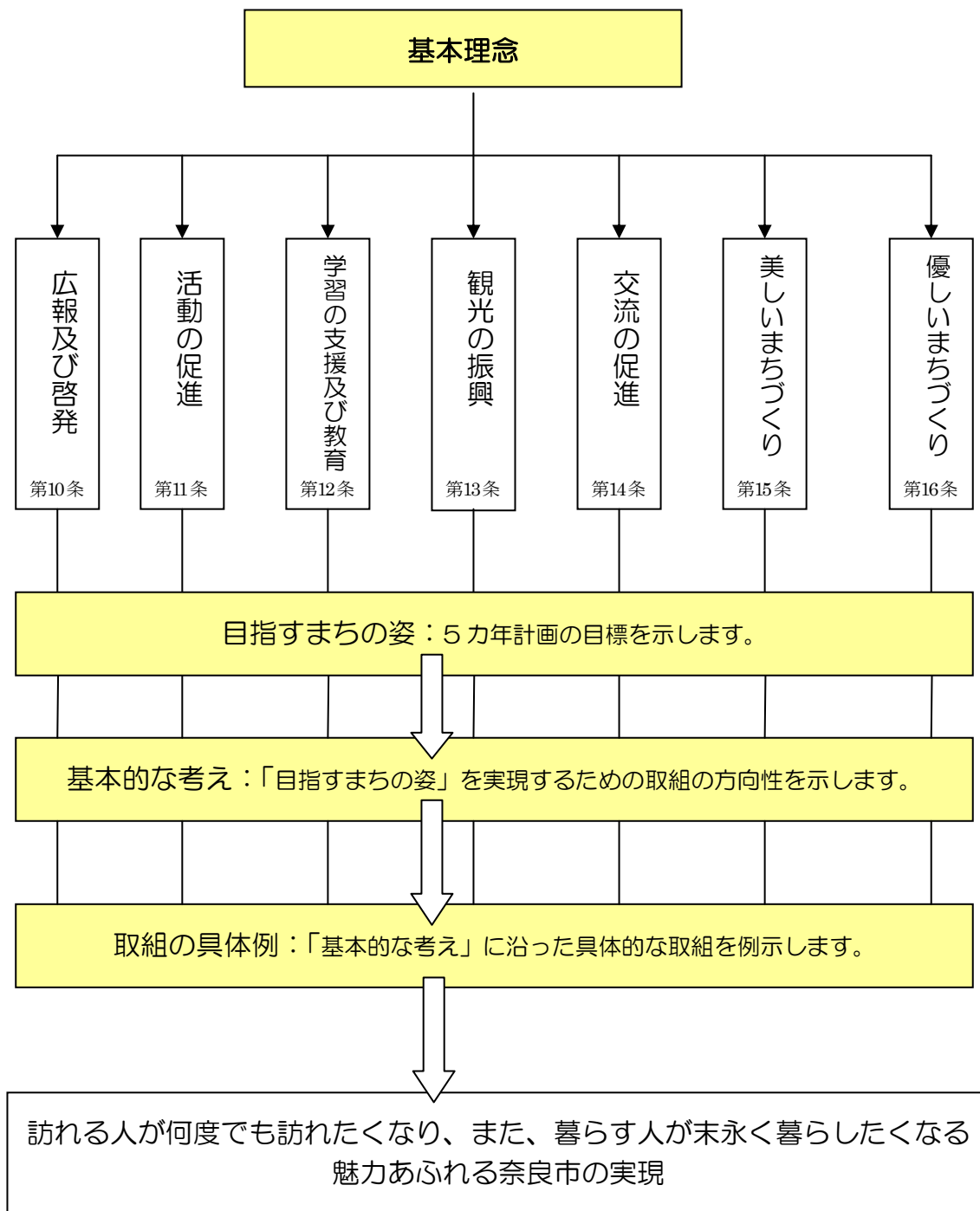
### 基本理念（条例第3条）

もてなしのまちづくりは、次の基本理念にのっとり推進が図られなければならない。

- (1) 誰もが日常の場面からもてなしの心をもって振る舞い、相手に思いやりと親しみを示すこと。
- (2) 市、市民及び事業者が、それぞれの立場でもてなしのまちづくりの担い手として主体的に取り組むとともに、これらの協働によりもてなしのまちづくりを推進すること。
- (3) もてなしの心の醸成及びもてなしの実践に必要な啓発、支援等により、もてなしのまちづくりの担い手を育成すること。
- (4) 世界遺産に登録された「古都奈良の文化財」をはじめとする奈良の歴史、文化、伝統等の魅力を学び、発掘し、又は創造し、それらを生かした個性豊かなまちづくりを推進し、その情報を発信すること。
- (5) 年齢、性別、言語、習慣等の差異又は障がいの有無にかかわらず、誰もが心地よく、安心して過ごせる環境を整備し、豊かな地域社会を形成すること。

## 2. 行動計画の構成

行動計画は、もてなしのまちづくりを進める基本的施策として条例で挙げられている7項目を計画の柱として体系化し、各項目において「目指すまちの姿」「基本的な考え」「取組の具体例」を示しました。



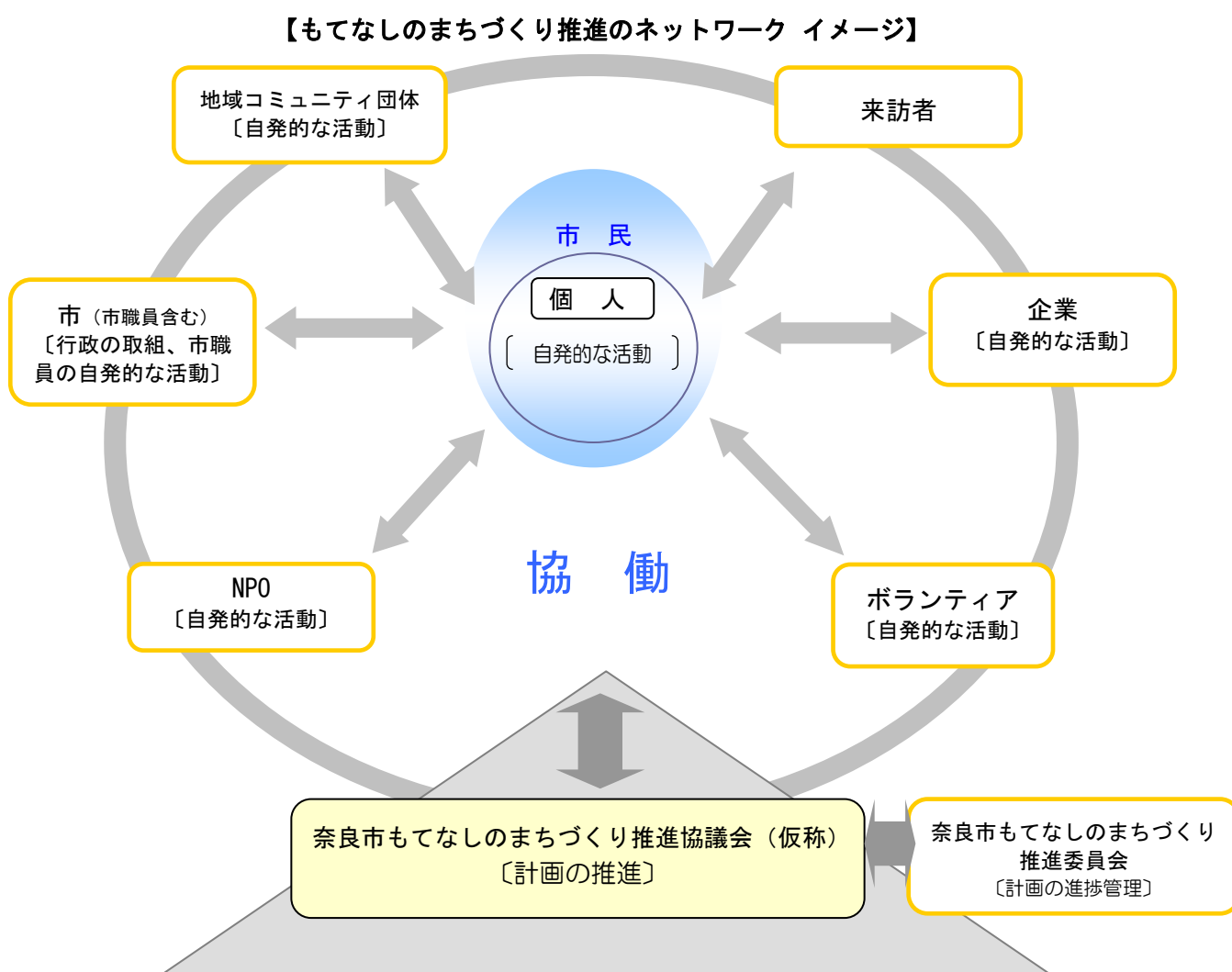
### 3. 行動計画の推進体制

#### (1) 推進体制

もてなしのまちづくりの推進には、市だけではなく、市民や企業、ボランティア、NPO、地域コミュニティ団体など各主体による自発的な活動や、市ともてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体など主体間の協働が重要です。

このために、行動計画で掲げる取組に関係する団体などから成る「もてなしのまちづくり推進協議会（仮称）」を設立し、計画を推進します。

「もてなしのまちづくり推進協議会（仮称）」は、関係主体との連携を図りながら行動計画で示した取組を進めます。あわせて、協議会の活動が土台となってネットワークの構築を図ることにより、各主体のもてなしのまちづくりへの参加を促進し、協働の輪を広げます。



## (2) それぞれの主体の役割分担

### ① 市

市は、もてなしのまちづくりの推進のため、市民及び事業者と協働して必要な施策を効果的に展開させる役割を担います。

このため、市の施策の中にもてなしのまちづくりの視点を取り入れ、もてなしのまちづくりに関する施策の実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と幅広く連携を図るとともに、市民、NPO、ボランティア、企業など各主体との協働によりもてなしのまちづくりを推進します。さらに、観光客等の来訪者に必要な協力を求めるとともに、来訪者のもてなしのまちづくりについての意見を施策に反映します。

### ② 市職員

市職員は、市民に率先して積極的にもてなしのまちづくりの実践に取り組む役割を担います。

そこでは、自らがもてなしのまちづくりの担い手であることを自覚し、その職務の遂行に当たり、市民、来訪者等、関わるすべての人に対して、常にもてなしの心をもって接し、積極的にもてなしの実践に努めます。

### ③ 市民

日常的に市内で生活する居住者や市内に通勤・通学する人たちには、もてなしのまちづくりの担い手として、来訪者を温かく迎える役割や、地域・職場・学校などでの積極的なもてなしの実践が期待されています。また、奈良の魅力の積極的な発信、地域社会の一員として、もてなしの心をもって互いに助け合い、支えあう良好な地域社会の形成、もてなしのまちづくりに関する市の施策への積極的な参画と協働の推進も期待されています。

### ④ 事業者

企業、ボランティア、NPO、地域コミュニティ団体など、市内で活動を行う法人その他の団体及び個人は、もてなしのまちづくりの担い手として、事業活動における積極的なもてなしの実践、もてなしのまちづくりに関する市の施策への積極的な参画と協働を進める役割が期待されています。特に観光にかかわる事業者には、事業活動が来訪者の印象に与える影響が大きいことから、もてなしの心を反映したサービスの提供、市民及び来訪者の意見の事業活動への反映を行う役割が期待されています。

### ⑤ 来訪者

奈良を訪れる人に対しては、奈良が世界遺産とともに暮らすまちであることへの配慮、奈良の魅力への理解、もてなしのまちづくりへの協力などが期待されています。

## 4. もてなしのまちづくりを進める様々な取組

もてなしのまちづくりを推進するうえでの「目指すまちの姿」を設定し、目指すまちの姿を実現するための取組の方向性としての「基本的な考え」と「取組の具体例」を示しています。

### (1) 広報及び啓発

#### 【目指すまちの姿】

すべての市民や事業者が、自らがもてなしのまちづくりの担い手であることを自覚し、積極的に実践に努めている。

#### ◎基本的な考え

もてなしのまちづくりを推進するためには、市民及び事業者のもてなしのまちづくりの担い手としての自覚及びその主体的な取組が重要です。

もてなしのまちづくりの意義の啓発、実践事例の情報発信などを市の広報誌や市ホームページ、「奈良市まちかどトーク（市内の団体の求めに応じて職員が出向いて説明する制度）」などの広報手段を活用して行います。

#### ◎取組の具体例

##### ① 平城遷都 1300 年祭を契機に「もてなしのまち奈良」のPR

もてなしのまちづくりの広報啓発の一つとして、平城遷都 1300 年祭の開催により、多くの人を訪れる機会を契機に、事業者の協力を得て「もてなしのまち奈良」を市内外にPRしていきます。

(役割)

- ・市：市ホームページ等に取組を紹介するコーナーの設置
- ・市民：もてなしのまちづくりに関する取組の情報提供
- ・事業者：もてなしのまちづくりに関する取組の情報提供、PRの協力など

##### ② もてなしのまちづくりに係る顕彰制度（参考：奈良市もてなしのまちづくり条例第19条）

もてなしのまちづくりの推進に貢献し、他の模範となると認められる活動を顕彰し、広報啓発に役立てます。



(役割)

- ・市：もてなしのまちづくりに係る顕彰制度のPR。候補者の審査。顕彰。
- ・市民：顕彰候補者の推薦
- ・事業者：顕彰候補者の推薦

### ③ その他

● 市外からの転入者への広報：

市外から転入してきた人に（転入の届出時等に）、奈良の良さとともに「もてなしのまちづくり」を広報啓発します。

● 観光事業者へのPR：

商工会議所、市観光協会などの協力を得て、観光事業者へPRします。

● もてなしのまちづくりに関する意見の募集：

市のホームページに、もてなしのまちづくりについての意見などを投稿できる窓口をつくれます。

● 市民相互の広報啓発の促進：

地域や個人のもてなしのまちづくりに関する自発的な取組を促進し、市民運動に発展するには、市からの広報啓発だけでなく、地域や事業者などからの積極的な広報啓発も必要です。市は、地域や事業者などが行う広報啓発の取組を支援し、市民相互の広報啓発を促進します。

## (2) 活動の促進

### 【目指すまちの姿】

すべての市民が、奈良の歴史、文化、伝統等とともに暮らすことに誇りと愛着を持ち、もてなしのまちづくりの実践に努めている。また、事業者によるもてなしのまちづくりを推進する自発的な活動が盛んに行われている。

### ◎基本的な考え

もてなしのまちづくりの推進に当たっては、市民及び事業者によるもてなしのまちづくりを推進する自発的な活動や、市ともてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体との協働が重要です。

情報の提供及び相談の対応・活動の場所の提供・人材育成の機会の提供などによる支援、並びに市ともてなしのまちづくりを推進する団体及び団体間との交流の機会の設定などの取組を行います。

### ◎取組の具体例

#### ① もてなしのまちづくり推進団体登録制度

もてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体による取組について情報収集し、市ともてなしのまちづくりの活動を行う市民、団体、事業者へ情報提供・情報共有することで、協働によるもてなしのまちづくりを進めます。

(役割)

- ・市：団体登録の実施、市のホームページ等での活動情報の提供、取組の支援
- ・市民：活動の情報提供、取組の実施
- ・事業者：活動の情報提供、取組の実施

#### ② 市民との協働によるまちづくりの推進

市は、市民の多様な発想から生み出されるもてなしのまちづくりに関する提案を受け入れ、また市民は、市から提案されるもてなしのまちづくりに関する事業を受け入れ、お互いに協力して事業を実施することにより、協働によるまちづくりを推進します。なお、策定を進めている「市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」と連携し、市民のもてなしのまちづくりへの参加意識の向上を図ります。

(役割)

- ・市：事業の提案及び受入
- ・市民：事業の提案及び受入
- ・事業者：事業展開時の協力

### ③ その他

- 身近な実践の推進：

「道案内を親切的確にできる」「道に迷っている外国人に声をかける」など、“これだけでも奈良のイメージは大きく変わる”といった身近で具体的な実践についての啓発を進めます。

- もてなし改善のしくみづくり：

奈良のもてなしについて、来訪者の「声」を聞くしくみづくり。現状を把握したうえで、どう改善すべきかを検討し、より良いおもてなしに努めます。

### (3) 学習の支援及び教育

#### 【目指すまちの姿】

もてなしの心の醸成及びもてなしの実践に必要な啓発、支援等により、もてなしのまちづくりの担い手が育成されている。

#### ◎基本的な考え

もてなしのまちづくりを担う人材を育成するために、市民が奈良の歴史、文化、伝統等に関して学習することが必要であり、また、次代のもてなしのまちづくりの担い手として、特に子どもたちに奈良の歴史、文化、伝統等に関する教育を行うことが重要です。

学習機会の提供として、奈良の歴史等を学習することのできる催しの実施、公民館などにおける教室の開催などの取組を行います。

#### ◎取組の具体例

##### ① もてなしの心の醸成

奈良を愛する心があれば、自然と遠来の人に奈良の良いところを伝える雰囲気生まれます。そのために、奈良を愛する市民を増やす取組として、特に子どもたちが奈良について学べる機会を増やします。

(役割)

- ・市：取組の実施
- ・市民：取組への参加
- ・事業者：取組の実施、協力

##### ② もてなしのまちづくりを担う人材育成の支援

これからもてなしのまちづくりに取り組もうとしている市民や事業者に対して、実践に関するアドバイスなど、必要な支援をします。

(役割)

- ・市：情報収集及び情報提供、支援の実施
- ・市民：情報提供、アドバイスをする機会への参加と協力
- ・事業者：情報提供、アドバイスをする機会への参加と協力

##### ③ その他

###### ● 学生に対する奈良を学ぶ機会の設定：

奈良市内で学ぶ学生に対して、奈良についての情報を得る機会や学ぶ機会を設けることにより、卒業して奈良を離れても、奈良のよさを知る人を増やします。

## (4) 観光の振興

### 【目指すまちの姿】

訪れる人すべてが、世界遺産に登録された「古都奈良の文化財」をはじめとする奈良の歴史、文化、伝統等の魅力と「もてなしの心」に触れ、心地よく過ごすことができる。

### ◎基本的な考え

もてなしのまちづくりの推進に当たっては、観光の振興を通じて、多くの来訪者に奈良の魅力を堪能していただくことが必要です。

観光資源の開発及び保全、観光情報の発信、各種観光イベントの開催、観光誘致活動並びにこれらの活動に対する支援などの取組を行います。

### ◎取組の具体例

#### ① 観光客の受入環境向上

国際文化観光都市として、奈良市を訪れる人が心地よく過ごすことができるように、受入環境向上の取組をもてなしのまちづくりの視点からも推進します。

(役割)

- ・市：取組の実施
- ・市民：情報提供など取組への協力
- ・事業者：取組の実施、情報提供など取組への協力

#### ② 観光地の「ストーリー」づくり

こだわりの旅の計画や個人旅行の「ストーリーづくり」に役立ててもらえる“奈良へ来て、こう回ればこういうことがわかる”というような情報を積極的に発信するなど、情報発信の充実を図ります。

(役割)

- ・市：取組の実施（情報の収集と発信など）
- ・市民：情報提供、取組への協力
- ・事業者：取組の実施（情報の収集と発信など）、取組への協力

### ③ 奈良自慢発掘

まずは「地域の魅力を知る」ところから愛着心が生まれ、もてなしの心が生まれると考え、大切な人に「見せたい」「聞かせたい」「味わってほしい」「香りを楽しんでもらいたい」という「奈良自慢」を集め、「地域の魅力を知る」ことに役立てます。

(役割)

- ・市：取組の実施、広報啓発、情報収集・発信
- ・市民：取組への参加（情報提供など）
- ・事業者：取組の実施

### ④ 「もてなしマップ」の作成

地域の協力を得て、地元の誇りに思うスポットをあげてもらい、地域やテーマごとにマップ、リーフレットをつくる。

また、「もてなしのまちづくりを進めたら、こんなまちになる」など、ビジュアル化することにより、子どもたちに対してわかりやすくもてなしのまちづくりを理解してもらう取組を行います。

(役割)

- ・市：取組の実施、広報啓発、情報収集・発信
- ・市民：取組への参加、取組への協力（情報提供など）
- ・事業者：取組の実施、取組への協力（情報提供など）

## (5) 交流の促進

### 【目指すまちの姿】

すべての市民が、居住する地域において、地域社会の一員として、もてなしの心をもって互いに助け合い、支え合う良好な地域社会の形成に努めている。外国人を含む多くの来訪者と積極的に交流し、奈良の歴史、文化、伝統等の魅力を共有している。

### ◎基本的な考え

もてなしのまちづくり推進に当たっては、多くの人と交流し、奈良の魅力を共有する機会を確保することが必要です。

交流には、国際交流、国内の地域間交流、市民同士の交流といったものがあり、この交流を促進するために、国内外の友好・姉妹都市間の交流、市内の地域間住民の交流する場の形成などを行います。

### ◎取組の具体例

#### ① 市内の地域間における交流の促進

イベントの開催等により、市民がふれあい、互いに助け合い、交流する機会を提供することにより、市内地域間の交流を促進します。

(役割)

- ・市：取組の実施、情報発信
- ・市民：取組への参加
- ・事業者：取組の実施

#### ② 外国人来訪者に対するホームステイの促進

市内で活動している国際交流ボランティアなどの協力を得て、国際交流の機会を創出します。

(役割)

- ・市：情報の収集と提供、取組の実施
- ・市民：取組への参加
- ・事業者：取組の実施

## (6) 美しいまちづくり

### 【目指すまちの姿】

奈良市の魅力を今まで大切に守り伝えてくれた先人に感謝しながら、すべての市民が、良好な環境及び景観の保全に積極的に取り組んでいる。

### ◎基本的な考え

多くの人を訪れたいまち、また、末永く暮らしたくなるまちとするためには、奈良の魅力でもある自然環境及び歴史的景観を保全するとともに、まちの美観を維持増進することが必要です。

自然環境の保全、歴史的景観の保全、ごみの散乱の防止・清掃などの関連条例に基づく取組のほか、市民及び事業者に良好な環境及び景観の保全に対する理解を求め、自主的な活動の促進を行います。

### ◎取組の具体例

#### ① ごみや落書きのない美しいまちへの取組

事業者の協力を得て、清掃活動などの取組を促進します。

(役割)

- ・行政（市）：広報啓発、取組の実施
- ・市民：取組への参加
- ・事業者：取組の実施

#### ② 奈良市内で残したい風景や残したくない風景の情報などの活用

古都奈良としての景観の保全や形成に役立つ情報を収集し、得られた情報を効果的に活用します。

(役割)

- ・市：広報啓発、情報収集・発信
- ・市民：取組への参加
- ・事業者：取組の実施

#### ③ その他

##### ● 既存の施策の PR：

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法や、なら・まほろば景観まちづくり条例、奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例などに基づく既存の施策をもてなしのまちづくりの視点からも PR し、啓発に努めます。



## (7) 優しいまちづくり

### 【目指すまちの姿】

年齢、性別、言語、習慣等の差異及び障がいの有無にかかわらず、誰もが心地よく、安心して過ごせる環境が整備され、豊かな地域社会の形成に役立っている。

### ◎基本的な考え

多くの人を訪れたいまち、また、未永く暮らしたいまちとするためには、誰もが安全に心地よく過ごすことのできる環境を整備することが必要です。

各種公共施設におけるユニバーサルデザインの導入、わかりやすく多言語に対応した案内表示の設置、安全・安心のまちづくりの取組、快適な交通環境の整備などのほか、そのために必要な市民及び事業者に対する啓発・支援・人材の育成を行います。

### ◎取組の具体例

#### ① 障がい者・高齢者等への配慮

障がい者・高齢者・小さな子ども連れの親、外国からの来訪者にとって「安心して訪れることができる」ことは、催しに参加する時の大切なポイントです。これを「もてなし」の一つの大きなポイントと考え、事業者をはじめ多くの協力を得て実現するように、広報啓発を含め、積極的に働きかけます。

(役割)

- ・市：取組の実施、情報収集、広報啓発
- ・市民：取組への協力（情報提供など）
- ・事業者：取組の実施、取組への協力（情報提供など）

#### ② 環境に優しいまちづくり

市内の歴史的文化遺産、それと一体化した歴史的風土及び豊かな自然環境を大切にするとともに、エコツーリズムの観点からの「歩く観光」の推進や低公害車の導入を図ります。

(役割)

- ・市：情報収集、広報啓発、取組の実施
- ・市民：取組の実施・取組への協力
- ・事業者：取組の実施、取組への協力

## 5. 行動計画の推進にあたって

.....

この計画の推進にあたっては、PDCA 手法やサンセット手法を導入し、継続的な改善を図ります。

計画期間は5カ年を想定していますが、計画期間中に状況の変化などが生じた場合など、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Act（改善）の手法を活かして必要な見直しを行います。

また、事業として具体的に展開していくに際して、あらかじめ活動の期限を定めるサンセット方式を組み込んでおき、事業評価などによってその継続を検討するという手法により、計画の効果的な推進を図ります。

計画の進捗管理は「もてなしのまちづくり推進委員会」が担います。「もてなしのまちづくり推進協議会（仮称）」からの報告をもとに、「もてなしのまちづくり推進委員会」が計画の進捗状況の評価、計画の着実な推進を図るために必要な見直し、顕彰についての審査などを行います。

## 資料編

### (1) もてなしのまちづくり推進委員会からの参考意見

この行動計画策定にあたり、「観光・食・教育・エコ」の4分野について、もてなしのまちづくり推進委員から取組の参考として出された意見や事例を記載します。

#### ① 観光

取組	内容
気持ちを伝える もてなしポイント	おもてなしに対する感謝の気持ちをポイントというかたちで表し、もてなしのまちづくりの推進に役立てる。まずは試行的に観光分野においてインターネットや携帯電話などITを用いて、奈良を訪れた人がポイントを付与できるしくみを検討する。
新鮮な「奈良」をあなたにお届け —来訪者に対するインフォメーションの充実—	インターネットなどの普及により、事前にスケジュールを立てないで目的地に着いてから面白そうなところを探す個人旅行が増えていることから、「地元の生の情報提供」は奈良を訪れる人へのもてなしと考え、新鮮な情報や地元ならではの情報を提供するための情報収集体制を整備する。 また、外国人観光客への利便性を高めるため、案内表示の多言語化など情報提供の充実を図る。
小学生もトライ！ 奈良検定	奈良の歴史、文化、伝統の知識を得る入口として検定試験へのトライはわかりやすく有効と考え、子どもたちの奈良への関心を高める取組として奈良まほろばソムリエ検定への参加を促進する。
ようこそ奈良へ 古都奈良ではの文化体験	奈良を訪れた人が奈良の伝統文化に触れることができる機会の提供を、文化芸術活動に取り組んでいる市民団体などの協力を得て市民参加型企画として実施する。
“花いっぱい” もてなしのまちづくり	「もてなしの心」を花で表現。街並みや公共施設、商店街、事業所、住宅などを花で飾る花いっぱい運動を展開する。

## ② 食

取組	内 容
素材と味でのおもてなし	「新奈良ブランド開発計画」などで示されている奈良の食づくりプランを推進することによって、“大和らしさ”“伝統”“懐かしさ”を感じる、魅力ある食づくりを実現する。

## ③教育

取組	内 容
You can do it! おもてなし3運動	市民が考えて日々実践する、おもてなしの心を育む取組を進める。 1. キレイ！キモチいい！気づこう、一日ひとつの美化運動(美しく気持ちよく) 2. こんにちは！ありがとう！ お疲れ様！すばらしい!ありがとう！（笑顔であいさつ、応援エール） 3. 「親切」ってどんなこと？「Thinking」運動から生まれるほのぼのまちづくり
ぼくたち、わたしたちの行動計画	次代を担う子どもたち、未来も持つ子どもたちがもてなしのまちづくりについての自分たちの行動計画を作成する。奈良市をこれから支えていく市民として、もてなしのまちづくりを担う者となる土台づくりを図る。

## ④エコ

取組	内 容
明日に伝える サステイナブルシティ	美しいまちづくりの取組の一つとして位置付け、現在の世代（住民、来訪者）にとって美しいまちをつくとともに、次の世代に美しいまちを引き継いでいくため、環境保全と開発について、サステイナブルシティを目指した各種の取組、具体的には市公用車、バス、タクシーの低公害車の導入、その他種々の省エネルギー対策を進める。

### ※サステイナブルシティ

環境都市の一種。環境を損なわず持続可能な都市の意味。環境や資源の制約に配慮しながらコミュニティを主体として「生活の質」「環境の質」の維持と向上に努めるという考え方。

## (2) 奈良市の関連する取組（平成21年度実績）

### ① 広報及び啓発

取組	内容
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ しみんだより等の発行</li> <li>・ ホームページの運用</li> <li>・ 7市情報番組（奈良テレビ）</li> <li>・ 広告モニターへの行政情報提供</li> <li>・ 報道機関への情報提供</li> <li>・ 市政広告</li> <li>・ コミュニティ FM 放送</li> </ul>
接遇研修	<p>市の職員が「挨拶の励行」や「清潔な身だしなみ」「窓口や電話におけるさわやかで親切な対応」等、市民の満足度を高めることのできる接遇を習得するために接遇研修を実施する。</p>

### ② 活動の促進

協働の取組、協働の取組を促進する団体などへの補助金交付など。

取組	内容
市民企画事業	<p>市民の多様な発想から生み出される企画を広く募り、優れたものを市の事業として事業化する。市民の力を活かしながら実施することで、市民との協働によるまちづくりを促進する。</p>
アダプトプログラム推進事業	<p>市民にとって身近な道路、河川、公園等の公共施設の美化活動をボランティアを募って実施し、その活動を通して地域コミュニティの再生を図る。</p>
グリーンサポート制度	<p>地域の団体が、公園の清掃や草刈及び施設の点検等、自主的活動を実施することで、市民との協働によるまちづくりを促進する。</p>
観光ボランティアガイド養成等事業	<p>少人数から団体を対象とした観光ガイドを実施するとともに、ガイドを養成する。</p>
旅館組合事業補助金	<p>外国人観光客接遇マナーの向上、奈良への観光客の誘致のため、同組合が「従業員向け外国語研修」「鹿寄せ・茶がゆのサービス」「修学旅行下見校社寺拝観料・体験学習補助」などを行う。</p>

### ③学習の支援及び教育

様々な奈良の魅力を学習できる取組など。

取組	内容
平城京展等	市が実施した発掘調査の成果を公開する。奈良の歴史、文化財についての市民の理解を深め、奈良についての誇りと郷土を愛する気持ちの育成を図る。
世界遺産を巡る市民交流ウォーク	世界遺産「古都奈良の文化財」に代表される奈良市の文化財の魅力の再発見を目的に、市民ボランティアの協力を得て全4回の講義をまじえた文化財見学を実施する。文化財を次世代の人々に伝えていく大切さを体感し、奈良を誇りに思う気持ちの育成を図るとともに、市民相互の交流の機会とする。
大和高原文化財展示事業	旧水間小学校教室を利用し、都祁、月ヶ瀬地区を含めた奈良市東部の考古資料、民俗資料の展示を行う。市東部の大和高原地域の歴史と文化財を紹介し、地域に誇りと愛着を持つ気持ちの育成を図る。
文化財デジタル情報発信事業	奈良市に所在する文化財の資料や情報をデジタル化して、奈良市ホームページを通じて公開する。奈良市民や来訪者に文化財を広く紹介する。
奈良町歴史的遺産活用事業	奈良町の文化財、歴史などを解説した標識「ならまち・まちしるべ」を設置（19年度から3か年計画）し、奈良町を訪れる人が、奈良の歴史・文化について理解を深めながら周遊してもらえるようにする。
まちかど博物館事業	生業としての技、趣味の手仕事やコレクションを、趣旨に賛同いただいた住民の提供などにより、地域の財産として公開する。
世界遺産学習事業	世界遺産や地域遺産に関する体験的な学習を通して、奈良や地域を大切にする心や持続可能な社会の担い手意識を養う。世界遺産について体験型の学習モデルの作成や、世界遺産に関する研究成果の交流や発信を行う。
埋蔵文化財学習推進事業	市民考古学養成講座を開催する。また、出土した文化財のキットを学校教材として貸し出したり、考古学教室を開催する。
人権スポット探訪事業（ぶらり散歩、なら楽学遊歩等）	奈良市内に点在する人権ゆかりの地を訪ねながら、案外知られていない奈良の歴史、文化、芸能、人物等を広く紹介し、奈良をよく知る機会とする。

#### ④観光の振興

観光情報発信の取組や観光イベントなど。

取組	内容
新奈良ブランド発信事業	文化資産や地名にブランド力を持つ「柳生」など、昔からの奈良の魅力については、新たな視点からの楽しみ方を提案する。併せて、「ならまち」や「春日奥山」など、観光資源として新たな可能性を秘めるものを「奈良ブランド」として積極的に情報発信する。
東京観光オフィス設置	関東方面からの観光客誘致のために、拠点となる事務所を開設し、奈良観光の魅力や情報を発信する。
奈良大和路キャンペーン	観光客が減少する冬に、国内外に対して、奈良の情報を積極的に発信するために様々な活動を行う。
観光情報サービス事業	奈良市の観光における公式サイト「奈良市観光情報センター」で、観光スポット、最新のイベント情報、宿泊、交通等の情報を多言語（4カ国語）に対応し、発信する。
観光パンフレット等作成	パンフレット（日本語と外国語の併記）やポスター等を作成し、観光客へのサービスと奈良への誘致を図る。
関西国際空港内案内所整備事業	関西国際空港を利用する国内外の旅行者に観光情報を提供するため、同空港の利用圏に位置する府県、市等が共同して案内所を運営する。
観光案内所	JR奈良駅構内、近鉄奈良駅構内、猿沢池周辺の3カ所に「奈良市観光案内所」・JR 旧奈良駅舎を利用した奈良市総合観光案内所を設置し、観光客に必要な各種情報の紹介や斡旋等を行う。
観光センター	観光物産・伝統工芸品を展示し、併せて観光の紹介や案内を行う。
観光案内板等整備事業	外国人観光客に対する利便性の向上を図るため、4カ国語で記載されている観光案内板や標識等の整備充実を図る。
なら燈花会開催事業	平成11年から毎年8月初旬～中旬に、奈良公園内の数カ所の会場で、毎日約200人を超えるボランティアの協力によって、夜に約2万個の「ろうそく」を灯す。歴史的建造物のライトアップを含め、奈良を訪れた方が、古都奈良の幻想的な風景を楽しむことができる。
平城遷都祭開催事業	平城宮跡を会場にして、市民や観光客が奈良のすばらしさ、広大なロマンを感じる奈良の祭りとして実施する。平成10年に「古都奈良の文化財」が世界遺産に登録されたことを契機にスタートした。

取組	内容
奈良の鹿保護育成事業	貴重な観光資源として、また、人と野生動物の共存・共生を図るために天然記念物「奈良のシカ」を保護する。
外国人観光客誘致事業	姫路市等と連携してビジット・ジャパン・キャンペーンを推進し、海外からの観光客誘致を図る。 ※ビジット・ジャパン・キャンペーン・・・日本の観光の魅力を海外に発信するとともに、日本への魅力的な旅行プランを考えることなどを官民一体で推進する。
外国人観光ガイド事業	観光案内所や世界遺産等で、外国人観光客に対する観光案内の通訳の派遣（奈良YMCA善意通訳ガイド、奈良SGGクラブ、奈良学生ガイド）を行う。
なら奈良館	市民及び観光客の世界遺産に対する理解と認識を深めるため、貴重な文化財等の紹介を行う。
ならまち格子の家	生活民具・伝統工芸品等の展示及び紹介を行い、奈良の歴史・文化・伝統等の魅力を発信する。また、来訪者に伝統的な奈良の町家様式を体感していただく。
ならまち振興館	奈良に関する歴史や文化等の情報を提供し、友好姉妹都市や日本の伝統的文化の紹介等を行う。 来館者に心地よく過ごしていただくために、敷地内に育つ花や観葉植物を利用し、室内に生けている。
名勝大乗院庭園文化館	大乗院に関する資料の展示や奈良の観光案内等を行う。庭園の眺望など、来館者に、奈良の文化財の魅力に触れていただく。
なら工藝館	奈良の伝統工芸に関する情報を発信し、工芸の制作の実演や制作の体験ができる講座を開き、奈良の伝統工芸の振興発展を図る。 来館者に心地よく過ごしていただくために、敷地内に育つ花などを利用して館内に活かしている。
入江泰吉記念奈良市写真美術館	奈良に縁のある写真家である入江泰吉氏の作品をはじめ、奈良に関係の深い写真・フィルム・文献等の資料を展示し、また、写真に関する講座の開催や普及活動を行っている。
杉岡華邨書道美術館	杉岡華邨氏の書作品や関係資料の展示を行うとともに書道史の研究等を行う。書道芸術の学習や鑑賞のため、講座の開催や普及活動を行う。また、来館者に心地よく過ごしていただくために、ボランティアの協力により、館内に生花による装飾を行っている。



## ⑤交流の促進

地域間の住民同士が交流するイベントや、友好・姉妹都市との交流など。

取組	内容
市民ふれあい交流事業	月ヶ瀬・都祁地域の農業特産品等である野菜や加工品を、直売所を通じて紹介し、販売を行う。また、イベントの開催時に市民とふれあう企画を実施し、地元の人々との交流を図る。
奈良市文化祭市民フェスティバル	日本舞踊・民謡・合唱等、さまざまなジャンルの芸能発表のために、市民フェスティバル実行委員会が中心となり実施する。
奈良市中心市街地活性化事業	市中心市街地活性化基本計画に掲げる事業を進め、新たな事業を実施することにより、市中心市街地の活性化を図る。
奈良市中心市街地活性化研究会補助事業	商店街の現状と課題について勉強会を重ね、市中心市街地活性化に取り組む。同研究会は、平成 18 年度より正倉院展の時期にスタンプラリーイベントを実施している。
商店街等が行うにぎわい振興事業	商店街等が地域の住民等との交流を目的にイベントを開催する。
海外からの来寧者受入事業	友好・姉妹都市及び奈良市に来訪する外国人と交流することにより、奈良の魅力を共有する機会を確保する。

## ⑥美しいまちづくり

環境保全や景観保全の取組など。

取組	内容
ポイ捨て防止推進事業	美化促進重点地域を清掃・巡回するとともに、市民のポイ捨て防止に関する意識を高めるために、街頭啓発等を実施する。
路上喫煙防止推進事業	たばこの吸い殻のポイ捨て及び路上喫煙の防止を推進する。
不法投棄防止事業	不法投棄防止のため、不法投棄が多発する地点に警告センサーを設置するとともに、パトロールを実施する。
公衆便所管理事業	駅前公衆便所5カ所（近鉄奈良・新大宮・高の原・西大寺南・JR平城山）の清掃及び管理を行う。
観光便所管理	奈良を訪れる観光客などのために観光便所を設置し、管理を行う。
都市景観形成事業	古都奈良としての景観の保全・形成を図るために、都市景観条例を制定し、条例に基づき、都市景観の形成のために必要な地区の指定や大規模な建築物の規制等を行う。
奈良市都市景観形成地区建築物保存整備事業	奈良町の景観について、伝統的な様式を残す建造物は保存し、その他の建造物については、周囲の町並みと調和するものになるよう誘導し、修理、修景基準に適合する建造物については、経費の一部を助成する。
街路景観美化整備計画作成	観光都市にふさわしい「奈良を感じる街路景観」のために、街路景観美化整備計画を作成し、美しい街路景観の誘導を図る。
屋外広告物規制指導事業	古都奈良の歴史的環境や自然環境にふさわしい町並みとなるように屋外広告物の規制や指導を行う。
風致地区等規制指導事業	古都奈良の景観保全・整備の一環として、古都保存法及び奈良県風致地区条例で指定する区域内での建築行為等に対し、周囲の景観と調和したものになるように規制や指導を行う。
違反広告物を出さない街づくり推進団体事業	町中に溢れている貼り紙、貼り札等を地域のボランティア活動により除却してもらい、美しい町並みを保全する。

取組	内容
眺望景観保全施策検討	大和青垣に囲まれたまちなみや文化財と一体となった優れた眺望景観は奈良の魅力であり、構造物や屋外広告物などによって損なわれることの無いよう保全施策を検討する。
歴史的風致維持向上計画	歴史上価値の高い建造物やその周辺の市街地、歴史と伝統を反映した人々の生活、活動のある地域などを総合的に活かしたまちづくりを進め、これらを守り向上させる計画を推進する。
大宮通り沿道景観整備 助成モデル事業	平城遷都 1300 年祭のメイン会場へのアクセス方法である、大宮通りを訪れる来訪者に対して、奈良らしい景観でもてなすことを目的として、沿道における建築物、屋外広告物等の修景整備を行う。
三条通りの整備	奈良らしいシンボルロードとして三条通りを拡幅し、整備を行う。
彫刻のあるまちづくり 事業	街角や公園等に彫刻を設置し、市民が身近に芸術作品にふれることにより、豊かな人間性と市民文化を育むまちづくりを推進する。
特別史跡名勝平城京左 京三条二坊宮跡庭園保 存整備事業	史跡文化センター跡地を整備し、平成 22 年に平城遷都 1300 年を記念して公開する。整備後は、史跡公園として広く活用を図る。
史跡大安寺旧境内保 存整備事業	大安寺旧境内の塔院地区にある西塔跡、東塔跡を中心とした範囲を整備し、市民に公開する。整備後は、史跡公園として広く活用を図る。
西の京地区歴史的環 境整備計画策定	歴史的環境に配慮し、薬師寺・唐招提寺周辺の道路や駅前広場等の基盤整備計画を策定する。
電線類美化事業	景観整備のため、「古都奈良の文化財」の周辺地域の電線類の美化等を図る。

## ⑦優しいまちづくり

交通環境の整備や安全で安心なまちづくりの取組など。

取組	内容
交通施策の推進・放置自転車対策事業	来訪者に快適に奈良を観光していただくために、誰もが安全に心地よく過ごすことのできる環境を整備する。景観の保全と安全なまちづくりのために、放置自転車対策に取り組む。
パークアンド・バスライド サイクルライド事業	中心市街地での交通渋滞の緩和のため、来訪者に郊外の無料駐車場を開放し、路線バスやレンタサイクルの利用を促進する。
駐車場案内システム事業	路上駐車や入庫待ち車両をなくし、複数の駐車場の空き情報や道路の渋滞情報等を、案内板を通じて提供する。
奈良における都市内交通システム策定業務	交通社会実験を実施し、その結果を基に交通渋滞対策等を検討する。
安全で安心な生活の確保・奈良市安全安心まちづくり基本計画推進事業	「奈良市安全安心まちづくり条例」の施行とともに、防犯対策等をより具体的に実施するための基本計画を策定し、安全・安心で快適なまちづくりを推進する。
都市公園整備に伴うユニバーサルデザインの採用	新しく公園を整備する際に、障がい者・高齢者等すべての人が安全で快適に利用できるように、なだらかなスロープの設置や手摺を取り付ける。
JR奈良駅周辺地区整備計画	古都奈良の玄関口に相応しいデザインとすべての利用者の立場にたった施設整備を目指す。

## (参考) 奈良市もてなしのまちづくり条例

### 目次

前文

第1章 総則 (第1条—第8条)

第2章 基本的施策 (第9条—第19条)

第3章 もてなしのまちづくり推進委員会 (第20条—第23条)

附則

奈良に日本の都が遷されてから1300年。往時を偲ばせるものが今なお輝きながら魅力あるたたずまいをみせるまち。世界遺産を有するまち。歴史と文化が現代に脈々と受け継がれてきたこのまちは、私たちの誇りです。

私たちは、このすばらしいまちを今まで大切に守り伝えてくれた先人に感謝し、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

そのかけがえのない奈良が、このまちで暮らす人だけでなく、観光客をはじめ、奈良を訪れる人すべてに愛されることこそが、私たちの願いです。そのためには、私たちが本来持っている「もてなしの心」を呼び覚まし、奈良を訪れる人を温かく迎え入れ、心地よく過ごしていただくことが大切です。私たち一人一人が思いやりと親しみを込めて振る舞うとともに、身近な地域の魅力を掘り起こし、新しい価値を加え、育むことで、奈良を訪れる人の心が安らぎで満たされれば、それが私たちの喜びになります。そして、私たち一人一人がそのような「もてなしの心」を、奈良を訪れる人だけでなく、奈良で暮らすあらゆる人にも向けて、「もてなしの心」を皆で共有することができれば、様々な立場を越えて、誰もが心地よく過ごせる豊かな地域社会の形成につながります。

私たちは、こうした「もてなしのまちづくり」への努力を続けることによって、この歴史ある奈良の価値をさらに高め、奈良を訪れる人が何度でも訪れたいとなり、奈良で暮らす人がずっと暮らしたくなる魅力あふれる奈良のまちを目指します。

ここに、その決意をもってこの条例を定めます。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市におけるもてなしのまちづくりの基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、もてなしのまちづくりに関する市の施策の基本的事項を定めることにより、市民一人一人が奈良に誇りと愛着とを持ち、もてなしの心を育むまちづくりを市、市民及び事業者が協働して推進し、もって誰もが訪れたいとなり、末永く暮らしたくなる魅力あふれる奈良市を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) もてなし 相手に心地よく過ごしていただくために、温かく相手を受け入れ、心を込めて接し、また、思いやりを持って振る舞うことをいう。

(2) もてなしのまちづくり 市民一人一人がもてなしの心を育み、奈良に誇りと愛着とを持ち、奈良を訪れる人をはじめ、あらゆる人を温かく迎え入れ、誰もが心地よく過ごすことのできるまちにする取組をいう。

(基本理念)

第3条 もてなしのまちづくりは、次の基本理念にのっとり推進が図られなければならない。

- (1) 誰もが日常の場面からもてなしの心をもって振る舞い、相手に思いやりと親しみを示すこと。
- (2) 市、市民及び事業者が、それぞれの立場でもてなしのまちづくりの担い手として主体的に取り組むとともに、これらの協働によりもてなしのまちづくりを推進すること。
- (3) もてなしの心の醸成及びもてなしの実践に必要な啓発、支援等により、もてなしのまちづくりの担い手を育成すること。
- (4) 世界遺産に登録された「古都奈良の文化財」をはじめとする奈良の歴史、文化、伝統等の魅力を学び、発掘し、又は創造し、それらを生かした個性豊かなまちづくりを推進し、その情報を発信すること。
- (5) 年齢、性別、言語、習慣等の差異又は障がいの有無にかかわらず、誰もが心地よく、安心して過ごせる環境を整備し、豊かな地域社会を形成すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、もてなしのまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、市のすべての施策にもてなしのまちづくりの視点を取り入れ、それを推進するものとする。

3 市は、もてなしのまちづくりに関する施策の実施に当たっては、国、県及び他の地方公共団体と幅広く連携を図るとともに、市民及び事業者と協働し、これらの者のもてなしのまちづくりに関する意見を適切にその施策に反映させなければならない。

4 市は、もてなしのまちづくりを推進するため、観光客等の来訪者（以下「来訪者」という。）に必要な協力を求めるとともに、来訪者のもてなしのまちづくりに関する意見を適切にその施策に反映させなければならない。

(市職員の責務)

第5条 市の職員は、自らがもてなしのまちづくりの担い手であることを自覚し、その職務の遂行に当たっては、常にもてなしの心をもって市民、来訪者等そのかかわるすべての者に接し、積極的にもてなしの実践に努めなければならない。

(市民の役割)

第6条 市民は、自らがもてなしのまちづくりの担い手であることを自覚し、もてなしの心をもって来訪者を温かく迎えるとともに、地域、職場、学校等あらゆる場で誰に対しても積極的にもてなしの実践に努めるものとする。

2 市民は、奈良の歴史、文化、伝統等とともに暮らすことに誇りと愛着を持ち、その魅力を積極的に発信するよう努めるものとする。

3 市民は、居住する地域において、地域社会の一員として、もてなしの心をもって互いに助け合い、支え合う良好な地域社会の形成に努めるものとする。

4 市民は、基本理念にのっとり、もてなしのまちづくりに関する市の施策に積極的に参画し、市と協働するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、自らがもてなしのまちづくりの担い手であることを自覚し、その事業活動において積極的にもてなしの実践に努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、もてなしのまちづくりに関する市の施策に積極的に参画し、市と協働するよう努めるものとする。

3 観光にかかわる事業者は、その事業活動が来訪者の印象に与える影響が特に大きいことを認識し、もてなしの心を反映したサービスを提供するとともに、市民及び来訪者の意見をその事業活動に反映させるよう努めるものとする。

(来訪者の協力)

第8条 来訪者は、奈良が世界遺産とともに暮らすまちであることに配慮し、奈良の歴史、文化、伝統等の魅力を理解しつつ、もてなしのまちづくりに協力するものとする。

## 第2章 基本的施策

(行動計画)

第9条 市長は、もてなしのまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、もてなしのまちづくりに関する施策の実施に関する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第20条に定める奈良市もてなしのまちづくり推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(広報及び啓発)

第10条 市は、市民及び事業者のもてなしの心を育み、これらの者のもてなしのまちづくりに関する取組への参画を促進するため、必要な広報及び啓発に努めるものとする。

(活動の促進)

第11条 市は、市民及び事業者が自発的に行うもてなしのまちづくりを推進する活動のために情報の提供その他必要な支援を行い、その活動を促進するとともに、もてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体と協働するために必要な施策を講じるものとする。

(学習の支援及び教育)

第12条 市は、地域、学校、家庭等様々な場において、市民が奈良の歴史、文化、伝統等を学習する機会を確保するよう努め、その学習を支援するために必要な施策を講じるものとする。

2 市は、子どもたちが奈良に誇りを持ち、もてなしのまちづくりの担い手となるよう、地域、学校、家庭その他の教育の場において、奈良の歴史、文化、伝統等に関する教育を実施するよう努めるものとする。

(観光の振興)

第13条 市は、市民及び事業者と協働して、多くの来訪者を迎えるため、観光資源の開発及び保全に努めるとともに、観光情報の発信その他観光の振興のために必要な施策を講じるものとする。

(交流の促進)

第14条 市は、市民が外国人を含む多くの来訪者と、又は市民相互で積極的に交流し、奈良の歴史、文化、伝統等の魅力を共有することを促進するとともに、その機会の確保のために必要な施策を講じるものとする。

(美しいまちづくり)

第15条 市は、市民及び事業者と協働して、良好な環境及び景観の保全を図り、奈良を美しく保

つために必要な施策を講じるものとする。

(優しいまちづくり)

第16条 市は、市民及び事業者と協働して、公共施設の整備、案内表示の充実等、年齢、性別、言語、習慣等の差異又は障がいの有無にかかわらず、誰もが安全に心地よく過ごすことのできる環境を整備するために必要な施策を講じるものとする。

(地域社会の形成の促進)

第17条 市は、市民による良好な地域社会の形成の促進を図るために、その自主性及び自立性を尊重しつつ、必要な施策を講じるものとする。

(情報収集及び調査研究)

第18条 市は、もてなしのまちづくりに関する施策を効果的に実施するため、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。

2 市は、前項の情報収集及び調査研究を行うに当たっては、必要に応じて市民及び事業者と連携し、又は市民及び事業者に協力を求めるものとする。

(顕彰)

第19条 市長は、もてなしのまちづくりの推進に著しく貢献し、他の模範となると認められる活動を行った者を顕彰することができる。

第3章 もてなしのまちづくり推進委員会

(設置)

第20条 第9条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)に定めるもののほか、もてなしのまちづくりの推進を図るため、奈良市もてなしのまちづくり推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第21条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

(1) もてなしのまちづくりについての情報収集、調査研究及び情報発信に関すること。

(2) 第19条に規定する顕彰についての審査に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、もてなしのまちづくりに関する重要事項

2 委員会は、前項に掲げるもののほか、もてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体との連携及び協働のために必要があると市長が認める事項を所掌する。

(組織)

第22条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) もてなしのまちづくりを推進する活動を行う団体を代表する者

(2) 市民から公募した者

(3) 学識経験を有する者

(4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第23条 前3条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。



附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3章及び次項の規定は、規則で定める日から施行する。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

もてなしのまちづくり推進委員会の委員	日 額	10,000円
--------------------	-----	---------

## 奈良市もてなしのまちづくり推進委員会

### ◎ 奈良市もてなしのまちづくり推進委員会の検討経過

会議	年 月 日	内容
第1回推進委員会	平成21年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員委嘱</li> <li>・ 市長挨拶</li> <li>・ 委員紹介</li> <li>・ 行動計画について     策定スケジュール     計画の骨子</li> <li>・ 推進体制についての検討</li> </ul>
第2回推進委員会	平成21年8月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の骨子の検討</li> <li>・ もてなしポイント・もてなしポイント部会     についての検討</li> <li>・ 具体的な取組アイデアの検討</li> </ul>
第1回推進委員会 もてなしポイント部会	平成21年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ もてなしポイントについての検討</li> </ul>
第3回推進委員会	平成21年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ もてなしポイント部会の報告</li> <li>・ 行動計画（素案）の検討</li> <li>・ 具体的な取組アイデアの検討</li> </ul>
第4回推進委員会	平成21年12月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行動計画（素案）の検討</li> </ul>
パブリックコメント 平成22年1月25日～2月25日		
第5回推進委員会	平成22年3月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントの意見反映・検討</li> <li>・ 行動計画（案）の決定</li> <li>・ 行動計画概要版の報告</li> </ul>

◎ 奈良市もてなしのまちづくり推進委員会委員名簿

(五十音順、敬称略、平成 21 年 7 月 22 日現在)

	氏名	役職名
	奥西 正博	奈良県経営者協会 専務理事
	佐川 肇	市民公募
	崎山 昌彦	市民公募 (奈良市もてなしのまちづくり条例検討委員会委員)
	佐野 純子	奈良市国際交流ボランティア協会 事務局長
	中野 聖子	ホテルサンルート奈良 専務取締役
	中山 徹	奈良女子大学生生活環境学部 准教授
副委員長	根田 克彦	奈良教育大学教育学部 教授
	野原 純子	市民公募
委員長	村上 良雄	奈良 NPO センター副理事長